



理事会への代理出席は可能か

Question

理事会の開催当日にA理事から、急遽出席できなくなったため、A理事の弟を代理人として出席させたいとの連絡がありました。A理事は、個人事業者として加入している組合員で、A理事の弟はA理事の事業に従事しています。

この場合、A理事を出席者として取り扱い、議事録を作成してよいのでしょうか。

Answer

ご質問の場合について、委任による代理出席はできず、A理事は欠席として議事録を作成する必要があります。

中小企業等協同組合法（以下、中協法）第36条の6第3項では、「組合は、定款の定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとするができる」とされています。その為、定款の定めにより理事の理事会への書面出席は可能となりますが、代理による出席は規定されていないため、代理人による代理出席は認められません。

ここで注意いただきたい点として、総会における出席方法との混同があります。総会について組合員は、中協法第11条第2項（団体法では、第5条の10第2項及び第36条第2項）において「書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行うことができる」とされており、書面出席と代理出席のどちらも可能とされています。総会と理事会では、代理人の取り扱いが明確に異なる点は、ご注意ください。

理事会に代理出席が認められない理由として次のようなものがあります。まず、理事会に出席する理事は総会で選出されますが、理事の選出とは、これまでの経験・実績等から組合運営を任せるにふさわし

い方を組合員で選ぶ行為です。そこで選ばれた理事個人と組合の関係は委任契約となります。理事は、その委任契約に基づき組合のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。そのため、理事会に理事本人が出席し経営判断をすることと、代理人が出席し経営判断をすることは全く意味が異なります。また、別の問題として、理事は理事会の議決について責任を負うこととなりますが、仮に代理人が出席して決議した場合には、責任の所在が不明確になってしまいます。

以上のことから、理事会に出席した理事に課されている職務は、議決権を行使するだけではなく、議決した内容の業務執行の監視責任や結果責任を含んだ重要なものであるため、代理人に委任できるようなものではありません。

なお、当日に本人出席（会場へ来場する出席方法及びWeb会議システムを活用したバーチャル出席方法を指します）できない理事が理事会へ出席するには、定款で理事が書面又は電磁的方法で出席を可能とする旨を規定したうえで、事前に議案の内容を通知し、書面で賛成・反対の意思を表明する必要があります。